

公務員制度に関する諸課題についての意見交換会開催要綱

令和6年11月20日
内閣官房内閣人事局
人事政策統括官決定

1 目的

2024年6月に開催された国際労働機関（ILO）総会の基準適用委員会（CAS）において議長集約が採択され、日本政府に対し、公務員制度等に係る使用者団体及び労働者団体との協議等を要請されたことを受け、公務員制度に関する諸課題について、関係省庁、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な意見交換を行うために、内閣官房内閣人事局が主催して、公務員制度に関する諸課題についての意見交換会（以下「意見交換会」という。）を開催する。

2 メンバー

最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ若干名程度及び内閣官房内閣人事局その他の議題と関係する省庁からの代表者とする。なお、厚生労働省大臣官房国際課をオブザーバーとする。

3 テーマ

昨今の公務員制度に関する諸課題の報告を関係省庁から行うとともに、公務員制度に関する諸課題の検討に係る意見交換を行う。

4 意見交換会の運営

- （1）意見交換会は、内閣官房内閣人事局内閣審議官が労使及び関係省庁の参集を求めて開催する。
- （2）意見交換会の開催時期及びテーマは内閣官房内閣人事局が関係者の意見を踏まえ決定する。
- （3）意見交換会自体は非公開とし、議事要旨を公表する。
- （4）意見交換会の庶務は、関係省庁の協力を得て内閣官房内閣人事局において行う。